

離婚協議書

夫山田太郎(以下「甲」という)、妻山田花子(以下「乙」という)は、離婚について次のとおり合意した。  
その証として本書2通を作成し、甲乙各自が1通ずつ保有する。

平成20年5月10日

記

第1条(離婚の合意)

甲及び乙は、協議により離婚することに合意し、離婚届に各自署名押印の上、届出を行う。この届出は、乙において平成20年5月12日までに行うものとする。

第2条(親権)

甲及び乙は、その間に生まれた長男一郎(以下「丙」という)の親権者を甲と定める。  
乙は長男の親権者となり、成年に達するまでこれを引き取り養育する。

第3条(養育費)

甲は乙に対して、丙の養育費として、平成20年5月10日より丙が満20歳に達する月まで、毎月末日限り金参萬円宛、丙名義の次の口座に振り込んで支払う。

ABC 銀行 XY 支店 普通 0123456 名義人丙

同費は、進学や入院、再婚、失職、物価の変動などの事情の変更に応じて甲乙協議の上変更できるものとする。

第4条(面接交渉)

乙は甲に対し、甲が1ヶ月に1度、丙と面接交渉することを認める。

面接の具体的な日時、場所、方法等は、甲及び乙が丙の福祉に十分配慮しながら協議して定めるものとする。

(詳細を定める場合には、別途面接交渉協議書を作成する場合があります)

第5条(財産分与)

乙は財産分与として、甲の所有名義にかかる次の不動産を取得する。

甲は乙に対し、平成20年5月20日までに、同不動産の所有権移転登記手続きを行う。

(登記簿謄本の表示)

第6条(慰謝料)・・・一括払いの時

甲は乙に対し、慰謝料として金参百萬円を、平成20年5月12日までに、乙の指定する次の口座に振り込んで支払う。

ABC 銀行 XY 支店 普通 7890123 名義人乙

第6条(慰謝料)・・・月賦払いの時

甲は乙に対し、慰謝料として次の事項を履行する事を約した。

1 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで毎月〇日限り金〇円宛計〇回の月賦で、乙の指定する次の口座に振り込んで支払う。

ABC 銀行 XY 支店 普通 7890123 名義人乙

- 2 利息は年〇割〇分と定め、毎月〇日限りその翌月分を支払う。
- 3 期限後又は期限の利益を失った時は、以後関西に至るまで日歩金〇円の遅延損害金を支払う。
- 4 次の場合には、乙からの催告が無くとも当然に期限の利益を失い直ちに完済する。
  - 一 期限に支払わない時
  - 一 他の債務につき、仮差押えを含む強制執行を受けた時
  - 一 他の債務につき、競売、破産又は民事再生の申立てがあった時

第7条(通知義務)

甲及び乙は、住所・連絡先が変更になった場合、相互に書面で通知する義務があることを確認した。

第8条(清算)

甲及び乙は、本協議書に定めた以外には相手方に対し何らの請求をしないことを相互に確認した。

第9条(保証人)

保証人山田信一郎は、本協議書に基づき甲の乙に対して負担する債務を保証し、甲と連帯して債務を履行する事を約した。

(別途、保証契約書を作成します)

第10条(強制執行の認諾)

甲及び保証人は、本協議書記載の金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨認諾した。

甲 住所  
氏名 印

乙 住所  
氏名 印